

総務文教委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成30年12月17日(月曜日)

開 会 午前 9時56分

散 会 午前11時29分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高田重信

副委員長 高道秋彦

委員 金谷幸則

// 上野 蛭

// 江西照康

// 東 篤

// 堀江かず代

// 赤星ゆかり

// 村上和久

// 高見隆夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
事務局次長	岡地 聡
参事（庶務課長）	金山 靖
議事調査課長	福原 武
庶務課主幹	鳥取 則子

【監査委員事務局】

事務局長	恒川 哲二
参事（次長）	中島 善一

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
次長（事務局長代理）	荒木 英仁

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	西田 政司
未来戦略企画監	山添 俊之
部次長	前田 一士
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	田中 伸浩
法務専門監	福島 武司
情報企画監	小倉 康男
参事（公共施設マネジメント・PPP推進担当）	渡辺 康裕
参事（政策秘書担当）	大沢 一貴
参事（ガラス美術館次長）	関野 孝俊
参事（ガラス美術館副館長）	木村 昌弘
企画調整課長	山本 貴俊
行政管理課長	大野 満
職員課長	杉本 周児
秘書課長	鎌田 泰史
広報課長	中村 敏之
情報統計課長	藤沢 晃
文化国際課長	片山 建
未来戦略室長	森 俊彦
富山外国語専門学校事務長	井上 剛秀
富山ガラス造形研究所事務長	野 恒寿
公文書館長	岡本 繁信
職員研修所長	高田 まどか
企画調整課主幹（調整担当）	開発 則幸

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長

牧野 仁美

議事調査課主査

酒井 優

議事調査課主任

桂川 卓也

7 会議の概要

委員長 ただいまから、平成30年12月定例会の総務文教委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、上野委員、江西委員を指名いたします。

なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

当委員会に付託されました、各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります、委員会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、議会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第150号 平成30年度富山市一般会

計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第1款議会費を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

議会事務局長　〔挨拶〕

庶務課長　〔議案書により説明〕

委員長　これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員　議会運営費の増額については、議員の期末手当の増額によるものという説明がありました。人事院勧告のお話が出ましたけれども、人事院勧告の対象は一般職の皆さんなどであって、議員には直接関係ないですよ。そのことを確認したいと思います。

庶務課長　地方自治体の特別職の期末手当は、国の指定職の期末手当に準じて、所要の措置を講ずることが適当であるとされています。
また、国会議員の期末手当も、国の指定職の期末手当に準じて支給されていることとの均衡もあり、市議会議員については地方自治体の特別職と同様の支給が行われているもので

あります。

赤星委員 期末手当の増額分は166万5,000円です
ので、議員数の38で割ると、1人当たりの
増額分が出るということですね。

庶務課長 議長と副議長については議員報酬の月額が違
います。

赤星委員 わかりやすいように、議長、副議長、その他
の議員の増額分の金額を御説明ください。

庶務課長 議長については5万1,838円、副議長に
ついては4万6,762円、その他の議員に
ついては、4万3,500円の増額になります。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案
の質疑を終結いたします。
これより、議案第150号中議会事務局所管
分の討論に入ります。
討論はありませんか。

赤星委員 ただいまの議員の期末手当の増額に反対いた
します。
一般職の皆さんなどと違って、議員は給与で

はなく、仕事に対する対価として議員報酬が支払われています。

議員の期末手当を今引き上げる必要性も緊急性もなく、人事院勧告に従う必要もないと考えることから、今回の引上げには反対するものです。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第150号中議会事務局所管分を挙手により採決いたします。

本案件について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、議会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました請願の審査を行います。

平成30年分請願第9号 政務活動費の事前
審査に関する請願

を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

委員長 以下の請願文については、意見といたしますか、
請願文書表が皆さんのお手元にありますので、
読んでいただくということでもよろしくお願
いします。

赤星委員 最後の文章までを含めて請願だと思
います。
傍聴されている方にもわかるように、最後
まで朗読をお願いします。

委員長 請願文書表は傍聴者にもお渡しして
おります。
委員長判断で朗読はここまでとさせていただ
きます。

それでは、政務活動費の事前審査に関する
これまでの検討の経緯について、当局から説
明を求めます。

庶務課長 それでは、私のほうから事前審査に
関するこ

れまでの検討の経緯について御説明させていただきます。

まず、1項目目の事前審査ができない政務活動費の使用に対して適正に支払う方法に関してですが、現在の政務活動費の運用指針に基づいて、政務活動費を充当する事業の実施に当たって行う事前審査につきましては、1つに申請者による自己審査、2つに各会派による自律的、組織的な審査、3つに第三者機関による外部の視点での審査、という体制をとっているところであります。

平成28年度の新しい運用指針の策定時において、事業の目的や内容の妥当性についての意思決定体制を整えること、すなわち事前審査の必要性が合意されているところであり、その時点では事前審査のあり方を継続的に検討していくということにはなっておりません。こうした状況下ではありますが、事前審査に関する検討といたしましては、昨年度開催された第4回政務活動費のあり方検討会において、第三者機関の事前承認を得るいとまがない場合の会派内での事務手続のさらなる明確化が図られてきたところであります。

また、今回と同様の内容が含まれております請願といたしましては、昨年3月定例会に平成29年分請願第4号「政務活動費の有効活

用に向けた請願」、昨年12月定例会には平成29年分請願第17号「事後審査による政務活動費の支払いも認めることを求める請願」が提出されましたが、いずれも不採択となっております。

次に、2項目目に関してですが、本項目は、第三者機関の事前審査の実効性の検証・検討を求める内容であると認識しております。

第三者機関のあり方につきましては、指針策定後、一定期間運用して、改めて設置そのものも含めて検討を行うことになっております。これまでの事前審査の費用対効果も含めた実効性の検証としましては、昨年12月定例会には平成29年分請願第18号「政務活動費の審査に関わる第三者機関の早期廃止に関する請願」が提出されましたが、不採択となっております。

次に、平成29年度の第4回政務活動費のあり方検討会において、さらには平成30年度の第1回政務活動費のあり方検討会で、一部の委員から、第三者機関の役割や設置について再議論する必要がある旨の発言があったところであります。

これを受けて、先月開催されました今年度の第1回政務活動費のあり方検討会の議論の中で、座長から、来年1月に入った段階で改め

て第三者機関についての意見交換をしたい旨
が示されたところであります。説明は以上で
ございます。

委員長 この後、本請願の審査は、討論・採決となり
ますが、本請願について、御意見またはただ
いまの当局の説明に対する質疑はありません
か。

赤星委員 確認の意味を込めてですが、第三者機関にお
支払いしている政務活動費の年額を教えてく
ださい。

庶務課長 これは会派の皆さんのほうがよく御存じだ
と思いますが、今年度はトータルで357万4
80円となっております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ
ます。
次に、念のため確認いたしますが、本請願を
継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き、審査を続けます。
これより、平成30年分請願第9号の討論に

入ります。

討論はありませんか。

赤星委員

日本共産党はこの請願について積極的に採択して、議会として検討すべきだと考えます。その理由とといいますか、意見を述べたいと思います。

まず、(1) 事前審査ができない政務活動費の使用に対して適正に支払う方法についてですが、今、議会事務局から第三者機関の事前承認を得るいとまがない場合についての説明がありました。

しかしながら、例えば、ある市民のところへ聞き取り調査などに伺った際に、コインパーキングに車をとめて400円かかったとします。その場合、このいとまがない場合の手続に従って、この400円を後から請求しなければということ意識しながら活動するのでしょうか。

経緯書や理由書、会った方のお名前や写真、名刺などのことを気にしては、まともな活動ができないのではないのでしょうか。そういう手間があれば次の仕事に取りかかりたいと思いますし、なかなか、全てにおいてそういう手続をすることができない場合もあるということ御理解いただきたいと思います。

もう1つは、第三者機関の事前承認を得るいとまがない場合ではなくて、そもそも現運用指針で認められていない支出についてです。例えば私たちの会派はことし6月に県議会議員と共催で介護問題のフォーラムを開催しました。そのときの会場費は県議会議員と折半いたしました。

内容は国の介護保険制度の動向や介護を受ける高齢者や障害者、家族や現場の人たちからの声を聞かせてもらって意見交換するものであって、そこで選挙の話は一切しないのですが、現運用指針では県議会議員や国会議員と共催するものに政務活動費の使用は認められていません。県議会では認められております。こういったものに政務活動費を使えるようにしてほしいと以前から申し上げてきました。次に、(2)事前審査の実効性の検証につきましては、先日11月19日一請願にも書かれていますが一ようやく今年度の第1回目の政務活動費のあり方検討会が開催されましたけれども、そこでは特定案件への政務活動費の使用が適正かどうかという議題だけを議論されましたが、その案件は第三者機関による事前審査にも事後審査にも通っていたわけです。

これを見ましても、第三者機関に年間357

万円余りをお支払いして審査をしていただいています。これが本当に必要なのかどうか。やはり問題といたしますか、早く見直しをしないといけないと思います。

政務活動費のあり方検討会の座長が、来年1月に改めて意見交換をするとおっしゃっていますので、そうであるならば、そのことをぜひ検討いただきたいと訴えているこの請願を採択して、議会として真剣に検討すべきだと思うことから、請願の採択を主張いたします。

上野委員

私ども会派光からも賛成という立場で討論させていただきます。

まずは先ほど議会事務局から説明がありましたとおり、平成29年分請願第17号、平成29年分請願第18号でも政務活動費に関する請願が出されています。

その際には不採択になっていますが、先ほど説明があったとおり、政務活動費のあり方検討会の座長からも、来年1月に意見交換をするといった発言が出ています。

請願者はあくまでも事前審査についての検討を求めておられるということで、そのことに対して否定するものではないと私どもは考えています。

最後になりますが、請願者は、議会が今まで

以上に一丸となって富山市の発展に寄与することを大変求めておられます。

政務活動費のあり方検討会の議論もそうですが、請願者の意向も含めて、私たち議員がみずから賛成するという形でぜひ請願を採択していただければと思います。

江西委員

本請願文の中一理由の5行目くらいからはじまる「政務活動費そのものさえ市民に否定されそうな中で」というのは、市民の考え方を1つあらわしていると思います。

ところが、その2行後に「活動資金に必要が生じたらまず使い、そのうえで政務活動費として適正なものは請求して、駄目だと言われれば貰わなければいい」という感覚」なのであるとあって、もう一方の市民の考え方が書かれているわけです。

過去に出てきた請願に対して、皆さんの周りに政務活動費の第三者機関を廃止したらいいとか、そういったことに対して理解をされる市民がいらっしゃるかどうかという問いかけをしたのは私です。

しかし、この請願文にあるように、「このようなことを言う市民がいる訳がない」と決めつけたことは一切ありません。

私は、それぞれの議員の皆さんの周りにいる

市民の皆さんがどう考えているのかをしっかりと捉えるべきだと。世間的にも、厳しくとも第三者機関は今必要だというふうな議論もある中で、まだ始めたばかりであり、そういった趣旨をよく踏まえて、厳しいかもしれないけれども第三者機関はもうしばらく継続していこう、というような議論をした覚えがあるわけで、この文書そのものも大変心外であります。

やはり、あれだけ世間をにぎわせたわけですので、当面は厳しくとも、議員自身が第三者機関の意見をしっかりと聞きながら一全く機能していないということは当然ありません一私どもは多くの指摘を受けております。第三者機関を継続するのは当然だと考えますので、本請願に対しては反対いたします。

堀江委員

まず（１）事前審査ができない政務活動費の使用に対して適正に支払う方法につきましては、先ほど議会事務局から説明がございましたとおり、政務活動費の運用指針１０ページにきちんと明記されておりますので、この手続に従って行えば使用できるものでございます。

また、（２）事前審査の費用対効果も含めた実効性の検証についてですが、政務活動費の

妥当性を最終的に判断するのは議員側の責任、会派の責任です。この点を確認しておきたいと思います。

さらに、請願文書表3ページ目の真ん中にございましたが、例えばさきの11月19日の政務活動費のあり方検討会、これはやはり政務活動費の根幹にかかわる認識の違いがあったために議長から開催の依頼があったもので、大変重要な議題であったと認識しています。加えて、何の見直しもなく来年度を迎えることにならないか心配をしておられますけれども、来年1月には政務活動費のあり方検討会できちんと検討するという発言もあります。そういった観点から、この請願につきましては反対としたいと思います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

これで討論を終結いたします。

これより、平成30年分請願第9号を挙手により採決いたします。

本請願は、採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

次に、議会事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、議会事務局所管分を終了いたします。

議会事務局の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議会事務局退室／監査委員事務局入室〕

委員長

これより、監査委員事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第150号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、監査委員事務局所管分

を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

監査委員事務局長 〔挨拶〕

監査委員事務局次長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第150号中監査委員事務局所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第150号中監査委員事務局所管分を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって本案件は、原案可決されました。

以上で、監査委員事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、監査委員事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、監査委員事務局所管分を終了いたします。

監査委員事務局の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局退室

／選挙管理委員会事務局入室〕

委員長

これより、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第150号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、選挙管理委員

会事務局所管分、第3条繰越明許費中、選挙管理委員会事務局所管分、第4条債務負担行為の補正中、選挙管理委員会事務局所管分、議案第160号 富山市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
以上2件を、一括議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会 〔挨拶〕
事務局長

選挙管理委員会 〔議案書及び議案説明資料により説明〕
事務局次長

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 公職選挙法の一部改正の内容についてですけれども、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラは立候補と同時に届け出をすることになっているのですか。

選挙管理委員会 公営の届け出につきましては、皆様が従前からやっておられる自動車やポスターの公営と同じ取扱いという認識をいただければと思っ

ております。

ですから、事前審査のときに内容を見せていただいて、立候補の届け出のときに他の届け出書類と合わせて提出していただくというような取扱いにしたいと考えております。

赤星委員 ありがとうございます。ビラの頒布方法ですが、けれども、何か定めはありますか。

選挙管理委員会 ビラの頒布方法につきましては、私どももまだ資料等を見ている段階でございますが、新聞折込みその他政令で定める方法となっております。選挙事務所内や演説会場、街頭演説、今申しました新聞折込みというものが想定されると認識しております。

赤星委員 ビラの作成については、公費で行うため無料ということですが、今おっしゃいました新聞折込みの折込料についてはどうなっていますか。

選挙管理委員会 法律の一部改正で認められたのは、条例の定めるところによる選挙運動用ビラの作成を公費で行うというものでありますので、それ以外のものについては法律では認められていないということになります。

高見委員 ビラ4, 000枚分が無料で作成できるということ
です。例えば2種類で8, 000枚つく
ったとします。そのうちの4, 000枚だ
けが認められるということですか。

選挙管理委員会 公職選挙法には選挙管理委員会に届け出た2
事務局次長 種類以内のビラ4, 000枚という規程がご
ざいます。そういう形の中でビラをつくっ
ています。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議
案の質疑を終結いたします。
これより、議案第150号中選挙管理委員会
事務局所管分、議案第160号、以上2件を
一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第150号中選挙管理委員会
事務局所管分、議案第160号、以上2件を
一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決されました。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

選挙管理委員会事務局の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔選挙管理委員会事務局退室

／企画管理部入室〕

委員長

これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第150号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算

の補正、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分、第3条繰越明許費中、企画管理部所管分、

議案第156号 富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第158号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、

議案第159号 富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第169号 富山市名誉市民の推挙に関し同意を求める件、

以上5件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画管理部次長 〔企画管理部所管分の概要について、
人件費補正について、
繰越明許費について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

職員課長 〔議案第150号中
職員管理費について、

議案第156号について、
議案第158号について、
議案概要書及び議案説明資料により説明]

秘書課長 [議案第150号中
表彰事務費について、
議案第169号について、
議案説明資料により説明]

情報統計課長 [議案第159号について、
議案概要書及び議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 ただいま説明のありました個人番号—マイナンバー—について質問したいと思います。
個人番号を使用したくないという方もいらっしゃると思いますし、法的にも強制ではないということなのですが、市として、窓口に来ている方に個人番号の提供の意思確認をどのようにされているのですか。

情報統計課長 おっしゃるとおり個人番号の提供は強制ではございません。窓口で個人番号を提供いただけませんかとお伺いしますが、申請者がその

意思はありませんということであれば、今までどおりの流れで事務処理を行うことにしております。

赤星委員 議案書108ページ、109ページに別表第1があります。11項目についてそれぞれの部局の窓口で受け付けることになると思いますが、それぞれの窓口でそのことが徹底されるように配慮する予定ですか。

情報統計課長 今、個人番号を扱っている担当課におきましても、当然個人番号の趣旨は把握しておられますが、この条例が制定された後に、改めて情報統計課からそれぞれの窓口に対して取扱いの適正化について周知させていただきたいと思っております。

赤星委員 ぜひしっかりとお願いしたいと思っております。個人番号を提供したくないという方が、窓口の近くにいる若い職員から「書かなくてはいけないのです」と言われたことがあって、その後上司に確認したところ、そうではないということがわかったという事例を聞いております。このことはしっかりと徹底していただきたいと思っております。

委員長 要望ですね。

赤星委員 ところで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく条例の制定については、県内と全国ではどのような状況になっていますか。

情報統計課長 県内の状況ですが、富山市と入善町以外は制定しております。
全国の状況については中核市しか調査しておりませんが、富山市と前橋市以外は制定しております。

赤星委員 ほとんどのところで条例を制定しているということですね。
気になることがもう1点あるのですけれども、最近特殊詐欺がいろいろと出てきておりまして、個人番号を使った特殊詐欺があるということを知りました。公務員や弁護士を名乗って電話をかけてきて、あなたの個人番号を教えてくださいって4桁の数字を言われて、通帳やキャッシュカードを預かるという詐欺を働く者が最近出てきているそうです。この11項目の事務手続をいろいろな窓口で行う際に、市役所や弁護士の者ですとって電話がかかってきて、うっかり話に乗ってし

まうと大変恐ろしいことになると思いますが、個人番号を使ったこのような特殊詐欺に対する対策は何かお考えでしょうか。

委員長

それは市民生活部の所管です。
これ以外に質問がある方はいますか。

東委員

議案説明資料4ページの名誉市民贈呈式開催費について、予算額566万円余りの内訳は贈呈式等の開催のための広報等掲載費ということでしたが、贈呈式の会場費以外にはどんなものがあると言っておられましたか。もう一度お願いします。

秘書課長

祝賀会の開催を予定していることから、祝賀会諸費でございます。

東委員

祝賀会の参加人数と予算規模はどれくらいを予定されていますか。
また、祝賀会で参加費を徴収されるのかお伺いします。

秘書課長

現在、祝賀会につきましては100名程度の規模で開催したいと考えております。開催費につきましては、会場費が約40万円、祝賀会運営費用が約100万円を予定しております。

す。

なお、会費を徴収する予定はございません。

東委員

本庶先生のノーベル賞受賞は、市民にとっても大変喜ばしいことだと思っております。

566万円という額を市の財政から投入するわけですから、市民の納得を得られるような贈呈式、祝賀会にしていいただきたいと思えます。

委員長

要望ですね。

赤星委員

特別職の期末手当の引上げについてですけれども、市長及び副市長、以下特別職の期末手当について、現在の金額と引上げ後の金額を教えてください。

職員課長

市長は現在514万4,000円のところ、522万2,000円に、副市長は現在427万4,000円のところ433万8,000円に、教育長は現在349万4,000円のところ354万6,000円に、政策監は現在344万6,000円のところ349万8,000円に、常勤監査委員は現在261万3,000円のところ265万3,000円に増額となります。

また、一般会計ではございませんが、病院事業管理者は現在448万円のところ454万8,000円に、上下水道事業管理者は現在358万4,000円のところ363万9,000円に増額となります。

赤星委員 今回の一般会計の補正予算で、特別職の期末手当の引上げによる増額分は合計で幾らになりますか。

職員課長 特別職の期末手当の引上げによる一般会計の増額分は35万円になります。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第150号中企画管理部所管分、議案第156号、議案第158号、議案第159号、議案第169号、以上5件を、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

赤星委員 ただいま議題となっている議案第150号富山市一般会計補正予算のうち特別職の期末手当の引上げと、議案第158号の条例改正案に反対いたします。

国の人事院勧告や県の人事委員会勧告に準じ

て特別職の期末手当を引き上げるとのことですが、公務員及び国営企業、地方公営企業職員については、法律によって団結権及び団体交渉権が制限され、争議権は認められておらず、人事院勧告は、この労働三権を制限される代償的措置としての役割を持つものとされています。

しかし、市長、副市長またこの後に議会運営委員会で審査される予定の議員など特別職については、この人事院勧告に合わせなければならないという義務はなく、一般職に合わせて今、期末手当を引き上げる必要性も緊急性もないと考えます。

常に財政が厳しいと言われておりますので、やはりその分は市民生活、福祉、教育などの分野に回すべきと考えていることから、反対いたします。

委員長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第150号中企画管理部所管分、議案第158号、以上2件を一括して、

挙手により、採決いたします。
各案件について、原案のとおり決することに、
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。
よって、各案件は原案可決されました。
次に、議案第156号、議案第159号、議
案第169号、以上3件を、一括して、採決
いたします。
各案件は、原案のとおり決することに、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決・同意されました。
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終
了いたします。
次に、企画管理部所管分で、議案以外に、何
か質問はありませんか。

金谷委員

中規模ホールの整備について確認させていた
だきます。
今定例会の一般質問で、我が会派の柝山議員

の質問に対する答弁に、有利な補助金を使って平成33年度までに中規模ホールの完成を目指す、というような答弁があったわけですが、スケジュールや補助金の内容をいま一度教えていただきたいと思います。

文化国際課長 補助金ではなくて起債です。改めて申し上げますが、総務省が平成29年度に公共施設等適正管理推進事業債を創設されまして、期限は平成33年度までの5年間としているものであります。

この起債につきましては、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる事業を対象としており、充当率が90%と非常に高く、また起債の元利償還金の50%が交付税として措置されるという極めて有利な地方債でございます。

また、スケジュールにつきましては、今年度はまず基本計画とPFI事業として実施するために要求水準書の策定を行うこととしております。

来年度の早い時期に公募を開始して優先交渉権者を決定して、実施設計を経て、遅くとも平成33年度には工事に着手し、起債の期限内に竣工したいと考えております。

赤星委員 関連ですけれども、スケジュール的に結構急いでいるなという感じがします。

そのような中でも、せっかくなので、せっかくつくられるのですから、観客はもちろんのこと、使う人たちや演じる人たちにも使いやすいものにしていただきたいと思います。

例えば搬入口からの動線や楽屋から舞台への動線、また現在のオーバード・ホールは大型トラックの荷台のウィングが建物に引っかかって開かないということを知っています。そういうことのないように、使う人たちの意見も十分に聞いてほしいと思います。

時間的余裕はあまりないのかもしれませんが、検討委員会の委員の方だけではなくて、広く意見を聞いてほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

文化国際課長 今、委員がおっしゃったとおりでありまして、例えば舞台関係者や興行主の方々、市民の方も含めていろいろな御意見を集めることにしております。

来年度にはパブリックコメントもいただくなど、広く市民の御意見を吸い上げながら事業を実施したいと考えております。

赤星委員 本当に広く意見を聞いていただきたいと思いますと思っ

ております。

次に、情報公開制度について伺いたいと思います。一般質問の通告をしていたのですが、質問時間が無くなり、失礼いたしました。

本市の情報公開制度では、公文書の公開を受けるときに公文書の写しの交付を求めた場合、コピー代として1枚当たり10円かかります。例えば、先日学校給食の食材の成分表などを情報公開請求したところ、2学期分だけで456枚あり、コピー代が4,560円かかりました。

これを例えば市民の方、保護者の方が調べようと思ったら大変なことになるわけです。

公文書の写しの交付に1枚当たり10円かかる方法とは別に、例えば東京都には公文書情報をデータで無料で提供する方法があると聞いております。

富山市としてもそういった方法をぜひ検討していただきたいのですが、これについてはいかがでしょうか。

行政管理課長 今ほどおっしゃったのは東京都の公文書情報提供サービスというものですが、これは条例に基づく有料の情報公開制度とは別に、無料で公文書のデータを提供するサービスです。これは情報提供依頼をする方が、インターネ

ット上の電子申請システムに登録された公文書目録から対象公文書を特定した上で提供依頼を行います。それに対して、情報提供依頼を受けた担当課は手作業で紙の公文書を一旦電子データ化し、オンラインで提供するというものでございます。

一方で、本市におきましては富山市情報公開条例に基づいて、委員が先ほど言われたとおり、紙の公文書の場合には1枚当たり10円、また、電子データで提供する場合は光ディスク1枚当たり100円で交付しております。今ほど委員から提案のありました公文書の電子データを無料で提供するといったサービスの導入につきましては、まず、本市には東京都のような情報提供依頼を受け付けるシステムがございませんので、これをまず整備する必要がありますが、そのためには相当の費用を要することが考えられます。

次に、無料で提供ということになりますと、どうしても必要のないものまで請求されてしまうということがございますので、それによる大量請求が増加すると職員の負担が非常に大きくなるということが考えられます。

こういった問題があることから、現時点では御提案いただいたようなシステムについては導入する予定はありませんが、将来的には富

山市としましても文書管理システムといったものを導入して、文書の電子化を図っていくといったことを見据えていかなければならないと思っております。

その中において文書管理や提供方法といったものについて、他都市の状況を調査・研究していきたいと考えております。

赤星委員 紙の文書から、最近はほとんどパソコンでつくる電子データになっていると思えますけれども、市民が利用しやすいようにぜひ調査・検討をしていただきたいと思えます。

委員長 要望ですね。

赤星委員 さきの9月議会で議決されたセンサーネットワーク構築事業ですけれども、9月議会では本年12月中に各小・中学校などにアンテナを設置するというような説明だったと思えます。現在はどのような状況になっていますか。

情報統計課長 アンテナの設置状況につきましては、市内のパイロット事業の実施校周辺と、山間の積雪が伴う地域を中心に、優先的に設置を進めております。設置完了については来年2月末の予定です。

- 委員長 幾つ設置されたのか、わかりますか。
- 情報統計課長 正確な数は今把握しておりませんが、今月初旬から順次作業を進めています。
- 赤星委員 パイロット事業の実施校2校はどこですか。
- 情報統計課長 芝園小学校と速星小学校の御協力を得て、実施する予定にしています。
- 赤星委員 保護者の皆さんには説明をして、了解を得ているのでしょうか。
- 情報統計課長 学校集会の際に学校を訪問して、全員にはないのですが、御参加いただいた保護者への説明と事前に依頼という形で文書を送付させていただいており、協力依頼をして参加者を募集している状況です。
- 赤星委員 募集はいつまで行い、結果はいつ出るのですか。
- 情報統計課長 保護者からの同意書という形で、今週中には数が上がってくることになっています。
- 委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ

ます。

以上で、企画管理部所管分を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

明後日、12月19日（水曜日）は、午前10時から委員会を開き、教育委員会、財務部及び出納課所管分並びに歳入等の議案の審査などを行います。

本日は、これをもって散会いたします。